

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年7月21日(2011.7.21)

【公表番号】特表2010-528797(P2010-528797A)

【公表日】平成22年8月26日(2010.8.26)

【年通号数】公開・登録公報2010-034

【出願番号】特願2010-511731(P2010-511731)

【国際特許分類】

A 6 1 M 1/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 1/12

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月6日(2011.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒトの心臓または血管系中に埋め込むための軸流回転ポンプであって、
該ポンプは、

(a) 長尺ケーシングであって、該ケーシングの一端の血液入口と、該入口とは、軸方向で離れている血液出口と、前記入口から前記出口への実質的に軸方向である血流路とを含んでおり、さらに電動モーターステーターを含んでいる長尺ケーシングと、

(b) 前記ケーシングの内部に適合するように設置される長尺管状回転要素であって、該管状回転要素の外面と、前記ケーシングの内面との間には、隙間が存在し、前記管状回転要素は、前記電動モーターステーターによって駆動される電動モーターローター部分を含んでおり、前記管状回転要素の内側に沿って実質的に軸方向である一次血流路が存在している長尺管状回転要素と、

(c) 前記一次血流路に沿って血液を送り込むため、ポンプチャンバー内に設置される回転インペラと、

を含んでおり、前記インペラは、前記ローター部分から軸方向に隔てられて前記ポンプチャンバーと、前記ローター部分との間に、軸方向にオフセットしたスペースを設け、前記ポンプチャンバーは、前記管状回転要素の内径よりも大きな内径を有していることを特徴とする軸流回転ポンプ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

したがって、本発明によれば、ヒトの心臓または血管系中に埋め込むための軸流回転ポンプであって、

該ポンプは、

(a) 長尺ケーシングであって、該ケーシングの一端の血液入口と、該入口とは、軸方向で離れている血液出口と、前記入口から前記出口への実質的に軸方向である血流路とを含んでおり、さらに電動モーターステーターを含んでいる長尺ケーシングと、

(b) 前記ケーシングの内部に適合するように設置される長尺管状回転要素であって、該管状回転要素の外面と、前記ケーシングの内面との間には、隙間が存在し、前記管状回転要素は、前記電動モーターステーターによって駆動される電動モーターローター部分を含んでおり、前記管状回転要素の内側に沿って実質的に軸方向である一次血流路が存在している長尺管状回転要素と、

(c) 前記一次血流路に沿って血液を送り込むため、ポンプチャンバー内に設置される回転インペラと、
を含んでおり、前記インペラは、前記ローター部分から軸方向に隔てられて前記ポンプチャンバーと、前記ローター部分との間に、軸方向にオフセットしたスペースを設け、前記ポンプチャンバーは、前記管状回転要素の内径よりも大きな内径を有していることを特徴とする軸流回転ポンプが提供される。